

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	(児童扶養手当に関する事務) ①申請者が窓口で、児童扶養手当の認定・更新・額改定・変更・資格喪失等の申請をする。 ②申請者からの申請書類を審査する(その際、庁内他部署や 他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ③申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ④電子申請機能を用いた申請・届出の受領。
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の81の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市こども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市こども家庭部子育て支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線108)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市こども家庭部子育て支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線108)
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ庁内連携にて照会を行い、住所を含む3情報による照会を原則としている。マイナンバーの紐付けを行う際には、複数人での確認や決裁を行いその記録を残すこととしている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	福祉総合システム、住民情報システム(住基・税)	事前	見直しによる修正
令和1年6月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 37項	番号法第9条第1項及び別表第一 37項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	見直しによる修正
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	見直しによる修正
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年6月30日時点	令和元年6月21日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年8月12日時点	令和元年6月22日時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策		IV リスク対策の追加記載		様式の変更によるもの
令和2年11月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日 時点	事後	
令和2年11月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年9月28日 時点	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課	名護市こども家庭部子育て支援課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	令和3年9月1日施行の番号法の改正に伴う修正
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月31日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月28日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	
令和5年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月28日 時点	令和5年2月28日 時点	事後	
令和6年3月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(児童扶養手当に関する事務) ①申請者が窓口で、児童扶養手当の認定・更新・額改定・変更・資格喪失等の申請をする。 ②申請者からの申請書類を審査する(その際、庁内他部署や 他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ③申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。	(児童扶養手当に関する事務) ①申請者が窓口で、児童扶養手当の認定・更新・額改定・変更・資格喪失等の申請をする。 ②申請者からの申請書類を審査する(その際、庁内他部署や 他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ③申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ④電子申請機能を用いた申請・届出の受領。	事前	
令和6年3月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム名称	福祉総合システム、住民情報システム(住基・税)	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和6年3月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年2月28日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	
令和6年3月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月28日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である。] 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供をうけ、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認をおこなっている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ庁内連携にて照会を行い、住所を含む3情報による照会を原則としている。マイナンバーの紐付けを行う際には、複数人での確認や決裁を行いその記録を残すこととしている。	事後	令和6年10月1日より、基礎項目評価書が新様式に変更になったための修正。
令和6年11月28日	IV リスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 [9)従業者に対する教育・啓発] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である。] 判断の根拠 事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	令和6年10月1日より、基礎項目評価書が新様式に変更になったための修正。
令和6年11月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 37項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	番号法第9条第1項及び別表56の項	事後	法改正等による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の81の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項	事後	法改正等による修正